公告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第６７号
新潟県新発田市中央町４丁目５番15号
債務者　髙橋美由紀
1　決定年月日時　平成26年９月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第７１９号
名古屋市中村区深川町１丁目31番地
債務者　小川　由美
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２４２号
名古屋市中村区中村町７丁目99番地の３、住民票上の住所福井県敦賀市木崎11号14番地
債務者　竹野　智英（旧姓柏谷）
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２９４号
愛知県津島市立込町２丁目97番地１　レオパレス津島204号
債務者　八木　正己
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８４号
香川県高松市古馬場町13番地24　和木
債務者　森井　伸也
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後４時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１２２１号
福岡市南区弥永４丁目26番２―306号
債務者　江口　利勝
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２５０号
福岡市西区小戸１丁目28番12号
債務者　小澤　　勝
1　決定年月日時　平成26年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２５５号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄１丁目173番地２メゾンドリバティ那珂川102号
債務者　日越　義夫
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２７０号
福岡市南区大橋２丁目17番４号
債務者　細川　幸二
1　決定年月日時　平成26年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２７７号
福岡市南区大池１丁目23番12号
債務者　地神　理志
1　決定年月日時　平成26年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２７８号
福岡市南区大池１丁目23番12号
債務者　地神　節子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２８３号
福岡市博多区板付２丁目６番４―202号
債務者　濱崎美香子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２８８号
福岡県春日市昇町５丁目156番地　日新昇町寮105号
債務者　牟田　大輔
1　決定年月日時　平成26年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３０７号
福岡市南区長丘４丁目６番26―603号
債務者　田代　孝信
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３０８号
福岡市南区長丘４丁目６番26―603号
債務者　田代壽美子（旧姓城田）
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３１６号
福岡市博多区対馬小路５番６号
債務者　浜崎　慎也
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３１９号
福岡市西区上山門３丁目14番21―204号
債務者　佐藤　勝治
1　決定年月日時　平成26年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　福岡地方裁判所第４民事部